

会津美里町立小・中学校学習用タブレット等貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、会津美里町立小学校及び中学校（以下「町立小中学校」という。）に在籍する児童生徒に対する、学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じた学習用タブレット型情報機器等の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与物品)

第2条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学習用タブレット本体及びその付属品（以下「学習用タブレット」という。）
- (2) 学習用タブレットをインターネットに接続するための機器（以下「モバイルルーター」という。）

(貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 学習用タブレット 町立小中学校に在籍する児童生徒
- (2) モバイルルーター 町立小中学校に在籍する児童生徒のうち、インターネットに接続するための家庭内の通信環境が整っていない会津美里町就学援助費交付要綱（平成18年会津美里町教育委員会告示第8号）に基づく就学援助を受けている世帯の者で、貸与を希望するもの

(貸与期間)

第4条 貸与物品の貸与期間は、第7条第3項の規定により貸与を決定した日から当該貸与を受けた者（以下「利用者」という。）の在籍する町立小中学校の校長（以下「校長」という。）が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸与物品のうちモバイルルーターについては、利用者が第3条第2号に該当しなくなった場合、直ちに返却しなければならない。

(貸与に係る費用)

第5条 貸与物品は、無償で貸与するものとする。

(管理)

第6条 会津美里町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、貸与状況を常に明らかにするために学習用タブレット等貸与管理台帳（様式第1号）（以下「管理台帳」という。）を利用者の在籍する町立小中学校ごとに備えるものとする。

- 2 教育委員会は校長に、学校における貸与に関する事務を行わせるものとする。
- 3 校長は、貸与状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。

(貸与の申請)

第7条 学習用タブレットの貸与を受けようとする者は、学習用タブレット借用申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

2 モバイルルーターの貸与を受けようとする者は、モバイルルーター借用申請書（様式第3号）に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前2項の申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、貸与を決定するものとする。

（貸与物品の変更）

第8条 教育委員会は、必要があると認めるときは、貸与物品を変更することができる。

（貸与物品の取扱い）

第9条 利用者は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて教育委員会及び校長の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与物品を教育又は学習活動の目的以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。

(6) 貸与物品に校長の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。

(7) 教育委員会や別に定める学習用タブレット活用のルール等に反する行為を行うこと。

(8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。

3 利用者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

（遵守事項）

第10条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。

(2) 必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

（充電及びインターネット通信に係る経費）

第11条 学習用タブレットの在籍校以外の場所での充電及び通信に係る経費は、利用者の負担とする。

2 貸与を受けたモバイルルーターを利用するための通信会社との契約及びその設定は、利用者が行う。それに係る通信費等の費用は、利用者の負担とする。

（紛失、盗難又は毀損の届出）

第 12 条 利用者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき又はその責めに帰すべき事由により貸与物品が毀損したときは、直ちに学習用タブレット等紛失・盗難・毀損届（様式第 4 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第 9 条の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第 13 条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

2 貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、町は、その責任を負わないものとする。

（貸与決定の取消し）

第 14 条 教育委員会は、第 4 条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。

（1）利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

（2）貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

（貸与物品の返却）

第 15 条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者は、貸与物品の返却に際し、学習用タブレット返却届（様式第 5 号）又はモバイルルーター返却届（様式第 6 号）を教育委員会に提出しなければならない。

4 利用者は、貸与物品の返却時に、第 12 条に規定する貸与物品の毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕し、又は弁償しなければならない。

5 利用者が、貸与物品を第 1 項又は第 2 項の返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、貸与物品の価額を弁償しなければならない。

6 校長は、第 1 項から第 3 項までの規定により貸与物品が返却された時は、返却届により当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

（連帯保証）

第 16 条 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）は、第 11 条から第 13 条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

（補則）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。